

# 行事参加者傷害・賠償責任保険

(ボランティア保険の概要)

## <目次>

1. 主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. ボランティア活動等行事保険対象の行事・・・・・・・・ P 1
3. 本制度によるボランティア活動等行事で対象とならない事故の主なもの・・ P 1
4. 保証内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2013年7月26日  
(公益社団法人) 大阪自然環境保全協会

## 1. 主旨

本保険制度は、行事に参加される方々が、行事参加中において、偶然に生じた次のような事故に対して幅広く対応するものです。

- ① 行事参加者自身がケガまたは死亡したような場合 【傷害事故】
- ② 主催者が行事活動参加者やその他第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任義務を負ったような場合 【賠償責任事故】

## 2. ボランティア活動等行事保険対象の行事 —— 活動中

- ① 社団法人大阪自然環境保全協会 が主催および共催する行事
- ② この他、貴会、保険会社との協議において適当と認められる活動

## 3. 本制度によるボランティア活動等行事で対象とならない事故の主なもの

### ※ 1の①の傷害事故及び②の賠償責任事故の共通事項

- ・ 貴会の主催・共催行事以外に参加活動中の事故
- ・ 保険加入者自身の故意による事故
- ・ 地震、噴火、津波などの天災による事故
- ・ 戦争、暴動、労働争議などによる事故
- ・ 外国での事故

### ※ 1の①の傷害事故の場合

- ・ 保険加入者自身の自殺、犯罪、闘争行為
- ・ 保険加入者自身の脳疾患、疾病、心身喪失
- ・ 保険加入者自身の無資格、酒酔い運転
- ・ 細菌性の食中毒
- ・ 他覚症状のない頸部症候群(いわゆるムチウチ症)または腰痛等

### ※ 1の②の賠償責任事故の場合

- ・ 自動車、飛行機に起因する事故
- ・ 行事参加者自身の同居の親族に対する事故等

#### 4. 保証内容

##### ① 傷害事故

死亡保険金	——	500万円／1名あたり
後遺障害保険金	——	15万円 ～ 500万円(程度により)
入院保険金	——	3,000円／1日あたり
通院保険金	——	2,000円／1日あたり
死亡保険金	——	事故の日から180日以内にケガが原因で死亡したとき
後遺障害保険金	——	事故の日から180日以内にケガが原因で後遺障害が生じたとき
入院保険金	——	事故によるケガの治療で入院したとき (事故の日から180日限度)
手術費用保険金	——	事故の日から180日以内に所定手術を受けたとき(入院保険金が支払われる場合)
通院保険金	——	事故によるケガの治療で通院したとき (実通院日数に対して90日限度)

##### ◎ 注意すべきこと

- ・ 健康保険の使用、生命保険、加害者からの賠償金支払い等とは関係なく支払われます。
- ・ 入院、通院保険の支払い対象となる治療日数は、平常の生活や業務に支障のない程度に治った日までとし、180日限度を対象とします。
- ・ 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、重ねて通院保険金は支払われません。
- ・ 自宅←→活動場所←→自宅間の通常経路における往復途上の事故も対象になります。

## ② 賠償責任事故の場合

貴会行事参加者が第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任義務を負ったような場合。

〔例〕

- ・ 主催者の用意した弁当を食べた参加者が、食中毒にかかった。
- ・ 主催者がどんぐりを焼いて参加者に食べさせ、腹痛を起こした。
- ・ 行事中、近くに停車中の自動車のボディにキズをつけた。
- ・ 主催者が参加者の預り物(カメラ等)を紛失した。

### 【填補限度額】

#### 賠償責任保険

		1名	1事故	免責
施設賠償	身体	1億円	2億円	1千円
	財物		1千万円	1千円
生産物	身体	1億円	2億円	1千円
保管物			300万円	1千円